



生ごみは水切りをして ごみに出してください

ごみの戸別収集・一部有料化を始めて3年が経過し、市民の皆さんのご協力により、家庭から出される燃やせるごみと燃やせないごみが、有料化前と比較して1647トン減量されました。

しかし、他市において、有料化開始から時期が経つにつれて、「有料」ということに慣れてしまい、家庭から出るごみが増えていく傾向があります。今後も、各家庭でごみの減量にご協力をお願いします。

簡単にできるごみ減量のひとつが、「生ごみの水切り」です。生ごみは約8割が水分と言われているので、しっかりと水分を切ってから出してください。

今年も引き続き、ごみの分別と排出抑制にご協力ください。

問合せ 生活環境課生活環境係

紙おむつの排出について

紙おむつは、透明または半透明の袋に「おむつ」と表示することで排出することができるようになりました。しかし、「おむつ」の表示がなく排出されているものが多く見られます。

「おむつ」の表示がない場合、回収できないことがありますので、忘れずに表示してください。

平成17年10月1日以降の紙おむつの排出方法は次のとおりです。



排出方法 燃やせるごみの日に、透明または半透明の袋に「おむつ」と表示し、排出してください。

※紙おむつ以外のごみが入っている場合は、収集できません。臭いを防ぐなど衛生上の理由から、(半)透明のビニール袋に入れてから、袋を二重にして出してください。大便是、必ずトイレに流してください。

袋の大きさ 45リットル以下の袋に入れて排出してください。

1回に出せる量 紙おむつ使用者1人あたり1回2袋までです。(例：紙おむつを使っている子どもが3人いれば6袋まで排出可能)

その他

- 「おむつ専用袋」をお持ちの方は今後も使えます。袋に表記してありますので「おむつ」の表示は不要です。
- 紙おむつの量が少ないなどの理由で、燃やせるごみの市指定収集袋に入れた場合も収集します。この場合も「おむつ」の表示は不要です。

「おむつ専用袋」の配布は終了しました

「おむつ専用袋」はなくなりました。配付は終了しましたので、ご了承ください。

問合せ 生活環境課生活環境係

表彰



文部科学大臣表彰

社会教育功労者

栗原 玉さん（前青少年対策小作地区委員会会長）



地区委員会活動を通じ、長年にわたり地域における社会教育活動に精励し、社会教育の振興に貢献された功績が認められたものです。

問合せ 生涯学習課青少年係

保険・年金



成人式を迎える皆さんへ

20歳から国民年金がスタートします！

日本に住所のあるすべての方（外国人を含む）は、20歳から60歳になるまで年金制度に加入しなければなりません。就職などによる厚生年金保険や共済

組合加入者以外の方は、国民年金の加入となります（国外に住む日本人の方は、任意加入することができません）。

新成人の方には、社会保険事務所から国民年金の加入手続きの用紙が送付されますので、必要事項を記入して市役所保険年金課へ提出してください。

※経済的に納付が困難な方には、納付が免除・猶予される制度があります。いずれも申請し、承認が必要です。

問合せ 保険年金課国民年金係

子育て



4月1日から乳幼児医療費助成制度の所得制限を超える方も助成が受けられます

市では、乳幼児の保護者の経済的負担を軽減し子育てを支援するため、小学校就学前の乳幼児を養育されている保護者の方で、所得制限額を超える方についても、乳幼児医療費助成が受けられるように制度を改正しました。制度は、平成18年4月1日から市単独事業として実施します。

改正に伴い、0歳から小学校就学前のお子さん（平成12年4月2日以降に生まれた乳幼児）の保護者で、現在「乳医療証」をお持ちでない方に対して、乳

幼児医療費助成の申請手続の案内通知を送付します。受付期間内に申請に必要なものを持参して、申請してください。

受付期間 1月16日（月）～31日（火）（医療証送付の都合上、1月末までに申請してください。）

申請に必要なもの

①案内通知

②印鑑

③申請者および対象乳幼児の加入している健康保険証

④平成17年度課税証明書（平成17年1月2日以降、羽村市に転入された方）

*所得制限がなくなっても、所得制限内の都制度対象の方と所得制限超過に係る市制度対象の方を判定する必要があるため、引き続き申請者の所得の審査が必要となります。

*申請者の所得の申告がされていない場合は、申告をしていただきます。

※4月1日から乳幼児医療費助成制度の拡充に伴い、乳児育成手当（0歳児を対象とした月額2000円の手当）は廃止となります。ただし、3月末日現在、乳児育成手当の受給資格がある方は、経過措置により、お子さんが1歳に達する月の前月まで支給されます。

申請先・問合せ 子育て支援課子育て支援係

保育園入園申込みを受け付けます

平成18年4月に入園を希望する方は、「平成18年度保育園のしおり」の中にある申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えてお申し込みください。

受付期間 1月4日（水）～20日（金）（9日（月）を除く）午前8時30分～午後5時

※市役所児童課では、土・日曜日も受け付けます。（正午～午後1時を除く）

受付場所 市役所児童課・各市立保育園（東・西・しらうめ・さくら保育園）

■市内私立保育園でも出張受け付けします

受付場所	受付日	受付時間
玉水保育園	1月10日（火）	午後4時～7時 （太陽の子保育園のみ 午後4時～8時）
太陽の子保育園	1月11日（水）	
富士見第一保育園	1月12日（木）	
富士見第二保育園	1月13日（金）	
富士みのり保育園	1月16日（月）	
羽村たつの子保育園	1月17日（火）	
かやの実保育園	1月18日（水）	
羽村まつの木保育園	1月19日（木）	

問合せ 児童課保育係

学童クラブ入所申請を受け付けます

平成18年4月に入所を希望する方は、「平成18年度学童クラブのしおり」の中にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えてお申し込みください。

受付期間 1月4日(水)～20日(金) (9日(月)を除く) 午前8時30分～午後5時
※土・日曜日も受け付けます。(正午～午後1時を除く)

受付場所 市役所児童課
問合せ 児童課保育係

1月のおしゃべり場

テーマ「危険防止」

中央児童館 1月12日(木)

西児童館 1月13日(金)

東児童館 1月17日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分

申込み 電話で子ども家庭支援センター
ターへ(当日参加可)

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

暮らし



女性悩みごと相談

相談日の1か月前から予約ができるようになります。

家族のこと、職場の人間関係のことなど女性が抱えるさまざまな悩みに対して解決の糸口を探すための相談窓口です。

この相談は、福生市と共同実施していますので、羽村市の方が福生市でも相談することができます。

プライバシー、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

	羽村市	福生市
相談日	第1・3・5水曜日	第2・4水曜日
相談時間	午後1時30分～4時30分	午前9時～午後1時
定員	3人(先着順)	3人(先着順)
会場	羽村市役所1階福祉事務所相談室	福生市役所1階市民相談室
申込み	羽村市広報広聴課 市民相談係 ☎ 555-1111	福生市秘書広報課 市民相談係 ☎ 551-1511

問合せ 広域・協働推進課男女共同参画担当

羽村市公共下水道の事業計画変更(案)の縦覧

羽村市公共下水道(多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連)における事業期間の延伸に伴う事業計画変更(案)が1月5日(木)に告示されます。

これに伴い、次の期間に関係図書の縦覧ができます。

縦覧期間 1月5日(木)～19日(木) 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所・問合せ 下水道課

税金



給与支払報告書の提出は1月31日(火)までです

平成17年中に給料や賃金などの給与等を支払った場合、支払者は「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」を市区町村に提出することになっています。金額に関わらず、すべてのものを平成18年1月1日現在の受給者の住所地の市町村に提出してください。

現在特別徴収されている事業所は、事業所名などが印字された市指定の「平成18年度給与支払報告書(総括表)」

を郵送しましたので、ご利用ください。
問合せ 課税課市民税係

平成18年度償却資産を申告してください

平成18年1月1日現在、羽村市内に償却資産(事業用資産で法人税または所得税で減価償却が可能なもの)を所有している方は、償却資産の申告が必要です。

申告書がお手元にならない方は、市役所課税課で配布(送付)していますのでお申し出ください。なお、前年に申告をされた方には12月中に申告書などを送付しています。

申告期間 1月4日(水)～31日(火) (9日(月)を除く) 午前8時30分～午後5時
申告先・問合せ 課税課資産税係

取りこわし家屋(建物)等の届け出

平成17年中に家屋の全部または一部を取りこわした方は、課税課へ家屋の取りこわし申告書を提出してください。また、平成17年中に家屋の増築を行った方は市役所課税課へご連絡ください。登記されている家屋で登記所へ滅失・増築登記等をした場合、届け出は不要です。

申告先・問合せ 課税課資産税係

**住宅用地などは1月31日(火)まで
に申告してください**

住宅用の土地に対する固定資産税・都市計画税には税負担を軽減する特例が設けられています。この住宅用地の特例を正しく適用するために「住宅用地等申告書」を提出する必要があります。

平成17年中に自己所有する土地または家屋が次に該当する方は申告してください。

○住宅または併用住宅を新築した場合
○住宅を事務所、店舗、工場、会社などの非住宅または併用住宅に用途変更した場合

○住宅用地に事業用家屋を新築した場合
○住宅の取りこわしにより、土地を住宅用地として使用しなくなった場合
*住宅用地の建替え特例措置があります。

固定資産税の賦課期日（1月1日）前に、これまでであった住宅を取りこわした（住宅用地として土地利用されていない）場合でも、住宅建替えに着手しているなど一定の要件で住宅用地の特例措置が受けられます。特例措置を受ける方は申告する必要があります。
申告先・問合せ 課税課資産税係

募集



保健センター嘱託員・臨時職員 募集（登録制）

保健センターでは、乳幼児健診、平日夜間急患センターなどに従事していただく嘱託員・臨時職員の登録者を募集しています。

※登録制とは、市の仕事が一時的に増えたときなどに登録していただいている方の中から条件に合う方をお願いする方法です。

職種

①保健センター従事の嘱託職員（保健師・助産師・看護師・歯科衛生士の有資格者）
②保健センター従事の臨時職員（看護補助※資格は必要ありません。）
③平日夜間急患センター従事の嘱託職員（看護師・医療事務の有資格者）

登録に必要なもの 顔写真（3cm×3cm。証明写真でなくても可）
勤務日数 ①、②は指定された平日3時間程度。③は平日（土曜日含む）の夜間5時間程度および指定された日曜日、祝日などの夜間6時間程度

※登録台帳は、保健センターにあります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保健センター ☎555-1111

自然休暇村から

1月のイベント情報

自然休暇村も新年を迎え、従業員一同気持ちを新たにしてお客様に満足していただけるよう、サービスアップに努めます。

お正月を自然休暇村で迎えるお客様には、特別食、もちつき大会やお子様へのお年玉などを計画しています。ご期待ください。



KOYOMIYU 暦湯

1月の暦湯は蜜柑みかんです。心ゆくまで、暖まりください。

清里の地は降雪シーズンです。お車でお越しのお客様は、道路状況が刻々と変化しますので、ご注意ください。

スタッドレスタイヤの装着と、タイヤチェーンの携行をおすすめします。

問合せ 自然休暇村 ☎0551-48-4017

フリーダイヤル ☎0120-47-4017